

## 鶴岡市スポーツ強化後援会春季全国高校選抜大会強化費交付要綱

平成29年7月12日決裁

### 1 目的及び交付

会長は、春季全国高校選抜大会出場選手の強化を目的に各高等学校が実施する事業に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で「春季全国高校選抜大会強化費（以下、「全国高校選抜大会強化費」という。）」を交付する。

### 2 交付対象者

この全国高校選抜大会強化費の交付対象者は、田川地区高等学校体育連盟加盟校とする。

### 3 交付対象事業

全国高校選抜大会強化費の交付対象となる事業は、出場する選手の強化のために実施する合宿や強化練習会及び遠征とする。

### 4 交付対象経費

全国高校選抜大会強化費の交付対象となる経費は、事業の実施に要する経費とする。ただし、人件費、備品購入費及び懇親会費を除く。

### 5 交付する額

全国高校選抜大会強化費の額は、会長が別に定める額とし、その全額を交付対象経費に充当しなければならない。

### 6 交付申請書及び実績報告書の提出

全国高校選抜大会強化費の交付を希望する学校は、交付申請書（様式1）を提出するものとする。また、事業終了後は、実績報告書（様式2）に「実施要項又は事業の案内文書等、事業内容が把握できる書類」及び「決算書（様式3）」を添付のうえ提出しなければならない。

### 7 事業の経理等

事業実施者は、この事業に係る経費の帳簿及びすべての証拠書類を備え、その収支の状況を明らかにしておくとともに、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

### 8 実績報告書の提出期限

この事業の実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

### 附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。